

5月30日

議会運営検討協議会

○ 一般傍聴の許可

【協議結果】

傍聴者を許可した。

(傍聴者入室)

○ 委員の欠席及び代理出席の報告

【報告内容】

石田（康）座長から、松原委員の欠席及び山崎議員の代理出席について報告し、山崎議員を紹介した。

1 検討課題の協議

(1) 予特委員会の常設化等の検討

【協議結果】

運用面の改善に関する検討事項について、関係各局へのヒヤリングの結果を石塚議事課長から報告し、協議の上、次のとおり確認した。

① 当初予算案の公表時期の早期化及び予算議会の開会時期の早期化については、市長側から現状では対応が困難との回答があったが、再度、市長側に当初予算案の公表時期の早期化に関する意向を、事務局から確認することとした。

② 各会派への当初予算案の事前説明を受ける機会を設けることについては、市長側から対応が可能との回答があり、協議の結果、実施することを確認した。

③ 既存の常任委員会を活用して実行計画実施結果、サマーレビュー、オータムレビューの報告を受ける機会を設けることについては、市長側から現状の方法で丁寧に対応したいとの回答があり、協議の結果、実行計画実施結果及びサマーレビュー課題一覧表を各常任委員会で報告を受ける機会を設けることを確認した。

④ 代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から数日程度あける会期の見直しについては、市長側から対応が回答との回答があり、協議の結果、見直しを行うことを確認した。

⑤ 総務委員会での一般会計補正予算の審査において、必要に応じて関係理事者として所管局職員の出席を可とすることについては、市長側から、これまでどおり原則財政局で対応したいが、必要に応じて総務委員会の正副委員長と相談したいとの回答があり、協議の結果、必要に応じて関係理事者として所管局の職員の出席を求めることができる扱いとすることを確認した。

【主な意見】

○石田（康）座長 まず、当初予算案の公表時期の早期化及び予算議会の開会時期の早期化について御協議をお願いしたい。事務局からの報告では、市長側から現状では対応が困難との回答があったとのことであるが、いかがか。

○織田委員 県議会や横浜市会では、予算案の公表時期が本市よりも早い印象があるが、実際の公表時期を事務局で把握していれば確認したい。

○石塚議事課長 県議会は確認していないが、横浜市は市長の意向もあるように思われるが本市よりも開会時期が早いと認識しており、本年は2月1日頃の発表であったと思う。

○石田（康）座長 横浜市が実施していることであれば、川崎市でも対応可能と思われる。再度、市長側へ意向を確認すべきではないかと思うが、いかがか。

(異議なし)

○石田（康）座長 それでは、再度、事務局から市長側へ対応を確認することとする。

次に、各会派への当初予算案の事前説明を受ける機会を設けることについて御協議をお願いしたい。市長側からは協議会の意向のとおり対応したいとの回答があったとのことであるが、このことについて御発言をお願いしたい。

(なし)

○石田（康）座長 特になければ、各会派への当初予算案の事前説明を受ける機会を設けることとしたいが、よろしいか。

(異議なし)

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、常任委員会を活用して実行計画実施結果、サマーレビュー、オータムレビューの報告を受ける機会を設けることについて、発言をお願いしたい。

○織田委員 予算編成権に関する議論となるが、議会としてのチェック機能が市長の予算編成権にどの程度抵触するかが課題である。その意味では「予算編成過程への議会の関

与」という表現は改めるほうがよいのではないか。議会として日常的な事業をチェックすることと予算編成過程への議会のかかわりの議論を整理する必要がある。

○石田（康）座長 市長の予算編成権を侵害することの具体的な定義はないが、議論の核心と思われる。他の委員から御発言をお願いしたい。

○月本委員 予・決算の連動という視点では、実行計画実施結果もサマーレビューに反映される。しかし、実行計画実施結果は昨年度の事業の結果を取りまとめたものであり、直接、予算編成権への関与にはあたらないと考える。

○井口委員 現行の方法で丁寧に対応したいとの市長側の回答であるが、予算編成権を行使するのは市長であり、3月定例会での予算案の提出に先立ち、議会としてかかわることはどうかと思う。議会が市長側に意見することは議会としてのチェック機能であり、現在の対応で十分であると考え。議会がその時々に行うことができることを行使しているかが問題であると考え。

○浜田委員 サマーレビュー課題一覧表は、現状、例年8月下旬に各議員へ机上配付されているが、これにとどまらず、各常任委員会で報告すべきと思う。

○井口委員 サマーレビュー課題一覧表も、各常任委員会で所管事務の報告として報告を受けることでよいのではないか。

○石田（康）座長 各委員から御発言をいただいたが、実行計画実施結果は市長の予算編成権は抵触しないと考えられ、また、サマーレビュー課題一覧表についても各常任委員会で報告を受けるようにすべきとの意見に一致した。

それでは、既存の常任委員会を活用して実行計画実施結果、サマーレビューの報告を受ける機会を設けることに御異議ないか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から数日程度あける会期の見直しについて御協議をお願いしたい。市長側からは協議会の意向のとおり対応が可能との回答があったとのことであるが、このことについて御発言をお願いしたい。

（ なし ）

○石田（康）座長 特になければ、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から数日程度あけることと確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、総務委員会での一般会計補正予算の審査において、必要に応じて関係理事者として所管局職員の出席を可とすることについて御協議をお願いしたい。市長側からは、これまでどおり原則財政局で対応したいが、必要に応じて総務委員会の正副委員長と相談したいとの回答があったとのことであるが、これについて発言願いたい。

○井口委員 確認であるが、財政局以外の他の局が関係理事者として出席することに難色を示しているのか。

○石塚議事課長 財政局からはこれまでどおり一般会計補正予算の審査に当たっては、財政局で原則対応し、関係理事者の出席の必要性がある場合には、総務委員会の正副委員長と相談して対応していきたいとの回答があったが、財政局としては、一般会計補正予算の歳出で、事業内容が多数の局に関係するものも想定され、その場合にすべての関係する局の職員が出席できるか心配していると考えられる。

○井口委員 政策的な内容に関する答弁は財政局ではなく事業局の理事者が答弁すべきと考えられ、委員長が補正予算の内容を精査し、必要があると判断すれば出席を求めることとするのがよいと思う。また、各委員からも、必要に応じて委員長に関係理事者の出席を求めることができる扱いとすればよいのではないか。

○織田委員 委員長の判断により、関係理事者は必要ないということもあり得るのか。

○石塚議事課長 議会運営の手引きの122番には、他の所管局職員の出席を求めることができる規定されているが、これまでの一般会計補正予算の審査では、慣例として関係職員の出席を求めた事例はない。

○浜田委員 一般会計補正予算の審査においても、手引きの規定のとおり関係理事者の出席を求めるよう運用することを確認できればよいと思う。

○石田（康）座長 それでは、一般会計補正予算の審査に当たっては原則これまでどおり財政局での対応とするが、必要に応じて正副委員長は関係職員として他の所管局職員の出席を求める運用を行うことと確認したいが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

本件検討課題については、本日のところはこの程度とさせていただきたいと思うが、いかがか。

○織田委員 予特委員会の常設化についてこれまで議論が重ねられてきて、議論の取りま

とめの段階に入っているが、再度、一般会計予算の審査のあり方を細かく審議していくことが必要であるとする。例えば、一般会計を款ごとに審査することや分科会を設置することはできないか。再度、議論を行えるよう検討をお願いしたい。

○石田（康）座長 分科会の設置や一般会計予算の審査について議論をお願いしたいとの再度の提案であるが、いかがか。

○浜田委員 自分も分科会の設置を提案してきたが、これまでの議論ではなかなか意見の一致が見られなかった。

○井口委員 ここまで議論し、協議会としてまとめあげてきた経過もあるので、議論を次の段階に進めるほうがよいのではないか。

○石田（康）座長 現状の予特の審査方法の見直しについては、各委員から様々な御意見をいただき協議会として検討してきたが、各委員の意見の一致が困難であったため、現状を踏まえ運用を改善することによって、よりよい審議に見直しをしていくといった観点で議論を進めてきた経過がある。織田委員の御発言は、御意見として受け止めさせていただきたいと思うので、御了承をお願いしたい。

(2) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

【協議結果】

- ① 意見書提出を願意とする陳情を委員会付託しないことについては、賛成意見が多数となったが、井口委員から、最終的な意見の表明は一度団に持ち帰り検討の上、次回の協議会で表明したいとの意向が示されたため、次回の協議会で引き続き協議することとした。
- ② 「委員会審査になじまない」と委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことについては、議会運営の手引きに追加することを確認した。
- ③ 意見書の提出を願意とする請願・陳情の審査における出席理事者の範囲については、委員会の正副委員長判断により、部長級以下の職員とすることができることを確認した。

【主な意見】

○石田（康）座長 まず、意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないことについ

て、各委員から発言を願いたい。

○井口委員 意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託としないこととする理由を、説明していただきたい。

○沼沢副座長 陳情は請願と異なり、請願は紹介議員の署名が必要であるが、陳情の中には乱発して提出されるものもあり、意見書の提出を願意とする陳情は机上配付の取り扱いとすればよいと考える。机上配付された陳情に対して、議員が願意に同意できると判断すれば、署名をして請願として取り扱うことも可能であるし、会派から意見書案を提案し議会として取り扱うことも可能である。他都市でもそのように取り扱っている例も見受けられ、委員会の効率化を考えると机上配付とすることでよいのではないかと考える。

○井口委員 考え方に相入れない部分がある。前期において、意見書の提出を求める陳情は、45件提出され、そのうち14件が採択、3件が不採択、ほかは継続審査等という状況である。このように委員会で審議をすべきと考えられる本市の市民に関わっている案件が多く存在しており、一概にすべてを委員会付託しないものとして議論するのは無理があるのではないか。

○沼沢副座長 陳情の受付を制限することではないので、問題ないと思われる。

○井口委員 議長が陳情を受け付けて、委員会に付託し審査することが基本的な考え方であり、委員会付託をしないことは、議会のあり方として疑問である。

○織田委員 陳情には、様々な内容のものが提出される。意見書に限らず付託すべきか疑問に感じるものもある。

○井口委員 ここまで議論を重ね集約してきたのだから、意見書関係に絞って議論してほしい。

○浜田委員 あえて意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しない陳情に追加せずとも、現行の手引きの「陳情の取り扱いについて」の第5号から「（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）」の規定を削除することとすれば、「市の事務に関係しない事項を願意とするもの」はすべて委員会付託しないこととなるので、このように手引きの見直しをして、内容に応じてこの規定に該当するかどうか議長に判断していただくといった考え方もあると思う。

○沼沢副座長 それは、意見書の提出を願意とする陳情については、すべて議長判断で付託するかどうかを決めるということになると思うが、その判断に恣意的な判断が生じる可能性があり、また、そのときどきの議長により判断が変わってくる懸念を払拭できない。

○月本委員 沼沢副座長の案に賛成したい。

○石田（康）座長 見直し案に賛成の意見が多いがいかがか。

○井口委員 賛成はできないと思うが、団で再度検討したいと思うので、一度持ち帰らせていただき、次回の協議会で意見を表明したい。

○石田（康）座長 それでは、本件については次回の協議会で引き続き協議することにし
たいと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただく。

次に、「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることが
できる」ことの議会運営の手引きへの追加について御意見をいただきたいと思うが、いか
がか。

（ なし ）

○石田（康）座長 特に御異議ないようなので、そのように確認させていただくことでよ
ろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、「意見書の提出を願意とする請願・陳情の審査における出席理事者の範囲の見直
し」について、各委員から発言を願いたい。

○井口委員 局長は出席が原則となるのか、それとも出席しないことが原則となるのか。

○山崎議員 常に局長は出席しなくてもよいと考える。

○井口委員 局長の答弁が必要なときに不在では困る。意見書の提出を願意とする請願・
陳情であっても、審査の中で市の施策に関係するものもあると思われるため、局長の出席
を前提とすべきではないか。

○石田（康）座長 それでは、意見書の提出を願意とする請願・陳情の審査における出席
理事者の範囲については、委員会の正副委員長判断により、局長以下の職員から部長級
以下の職員とすることができると取りまとめたいと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

(3) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

本件について協議を行い、次回引き続き協議を行うこととした。

【主な意見】

○月本委員 基本的に市長は決算審査特別委員会に出席することに賛成したい。ただし、
予算審査特別委員会と決算審査特別委員会の双方に言えることだが、委員会開催中ずっと
理事者を拘束する必要があるのか検討すべきと思われる。通告制を導入し、通告のあつ
た理事者に対してのみ出席を要求するようにすべきではないか。

○浜田委員 結論から言うと、市長は出席した方がいいと考える。市長には代表質問で直
接質問できるが、代表質問の機会がない会派や無所属議員もいるので、そういった点を踏
まえると、市長は決算審査特別委員会に出席すべきである。

○井口委員 浜田委員の意見に賛成したい。決算の審査にもっと重要性をもたせ、詳細に
議論すべきというこれまでの議論を考えると、市長は出席することとすべきである。

○織田委員 基本的に参加すべきと考える。

○山崎議員 この点に関しては、会派で協議したが結論は出ていない。決算議案の概要等
については、代表質問で市長に対して質問が可能であり、決算審査特別委員会は決算議案
の内容を細かくチェックする場であり、市長が出席する必要はないのではないかという考
えの者もいれば、代表質問だけではなく決算審査特別委員会でも市長に直接質問をしたい
という議員もいる。月本委員から発言のあった通告制の導入についても検討の余地がある
と思うが、いずれにせよ、まだ会派では結論がでていない。

○石田（康）座長 それでは、本日のところはこの程度とさせていただきたいと思うが、
よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、次回引き続き御協議をお願いしたい。

2 その他

廣田議会運営委員会委員長から、以前、協議会から議会運営委員会に報告のあつた
「地方自治法第180条に基づく市長の専決処分事項の見直し」について、5月29

日の議会運営委員会で協議した結果、協議会からの報告のとおり改正する方向に決定し、今後の議会運営委員会で「市長の専決事項の指定について」の改正案文を確認することになったとの報告があった。

【次回会議日程】

- 6月定例会の日程を考慮し、事務局にて各委員の日程を確認し、次回の会議日程を調整することとなった。

午後2時26分閉会